

*本紙の特集事例をよりくわしく解説！あわせてご活用ください。

先生方へ
やまびこだより
No.150
今号の特集から

公民館とコミュニティスクール

上田市 上野が丘公民館

「夏休み上野が丘わいわい塾」から つながる学校支援

「子どもが遊びたくても遊ぶところがない」「子どもたちが小学校の枠を越えて交流することができないか」「地域で子どもを育てるといけど」などの声为上野が丘公民館に寄せられていました。

そこで、公民館が中心となり地域住民と一緒に子どもたちの居場所づくりを模索。当時の公民館運営審議委員の皆さん、公民館地区内各小学校の校長先生、民生委員といった地域の人々に声をかけ、平成24年の夏休みから「公民館に、大勢の小学生や地域の大人が集って学習や体験のできる場をつくる」を目的として「夏休み上野が丘わいわい塾」が始まりました。

運営スタッフとなるボランティアは、地域のシニア世代中心から教員や保育士志望の大学生にまで年々拡大。小学生の時に参加していた児童が中学生に上がり、学生ボランティアとし

地域の子どもの「居場所」はやっぱり、ひとです！



上野が丘公民館
社会教育指導員
小林成子さん

て参加し、よいサイクルが生まれています。地域のボランティア同士のつながる場となり、そこから上田市立神科小学校、豊殿小学校の学校支援に発展していきました。

上野が丘公民館の小林成子さんがコーディネーターになり、活動をしている神科小学校の学校支援ボランティア「おたすけっ十(と)有志隊」は、「わいわい塾」のメインスタッフです。

「おたすけっ十」では特に何曜日に誰が来るかは決まっていません。学校内に空き教室を利用した「ボランティアルーム」を設置し、時間のある日に登録しているボランティアの方が参加します。「おたすけっ十」が始まった当初は少なかった協力者も学校と地域の間には小林さんが入り、丁寧に信頼関係を積み上げ、現在では学校から「本当に助かっている。」と言われるようになってきました。

地域の声

子どもたちの居場所ってないよねえ・・・

学校では味わえない経験をさせてあげたいな!!

地域の子どもは地域で育てるっていうけど・・・



上野が丘公民館

学校からの願い

ボランティアさんをお願いする人が思い当たらなくて・・・

頑張りすぎてしまうボランティアさんにどう伝えたらよいか・・・

「コミュニティスクール」も進めないといけないし・・・

子どもたちの居場所づくり 夏休み上野が丘 わいわい塾



神科小学校

学校支援のカたち

学校支援 コーディネーター 公民館

- ・ゆうゆうタイム(休み時間)の支援
- ・授業の支援
- ・環境整備
- ・先生・児童会との交流
- ・オリジナル事業
- ・視察対応 など

おたすけっ十有志隊の皆さん

- メンバー
- ・地域ボランティア
 - ・元教員
 - ・元公民館運営審議委員
 - ・市議会議員
 - ・ベトナム人技能実習生等

ベトナム人技能実習生の女性も有志隊に

おたすけっ十ルームで「ゆうゆうタイム」

協力：上野が丘公民館、池田町公民館、長野県教育委員会文化財・生涯学習課 木下巨一さん、伊藤将人さん
参考：文部科学省 生涯学習政策局社会教育課発行「公民館」パンフレット

平成31年3月発行 発行：社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉グループ

〒380-0928 長野市若里7-1-7 TEL.026-226-1882 FAX.026-228-0130E-mail
vcenter@nsyakyu.or.jp URL http://www.nsyakyu.or.jp/



公民館は地域の テーマパークだ！

公民館のイベントに 参加しました！



特集のねらい

地域の一員、子どもと学校

地域に住まう人たちと学校の関係は、その地域や学校毎さまざまで。最近では地域に開いた、地域とともに学び合う学校が増えてきているように思います。学校と地域がつながる際に社会福祉協議会や公民館などがコーディネートを行うことや、学びの協力をしているところもあります。

今回の特集記事では公民館に着目してみました。公民館は地域によって多様な活動を展開しています。自分の暮らす地域の公民館はどのような活動を行っているのか、地域を知るきっかけの一つとしてつながってみると授業や取り組みが広がるかもしれません。

地域の人たちが集まり 学校生活が豊かに

上田市神科小学校で行う学校支援ボランティア「おたすけっ十(と)」では、上野が丘公民館の小林成子さんがコー

ディネーターになり、活動をしています。

主な活動内容は業間休みの遊びのボランティア。他にも学習支援や総合学習での味噌作りの応援、運動会や卒業式の参加も行っています。活動場所は神科小学校ボランティアルーム。業間休みには20人～30人の児童が集まります。

「おたすけっ十」に参加している関和弘さんは「神科小の児童は仲間という感じ。友達が増えた」と言います。神科小のボランティアルームには「してあげる」「してもらう」「教える」「教わる」はなく、一緒にやりたいことのできる空間が広がっており、子どもと地域に住まう人の居場所となっていました。

地域の子どもを地域で育てる

池田町公民館と池田町社会福祉協議会は、「ふるさとチャレンジ塾」という全9回の、池田町の児童・生徒を対象にした講座を共催しています。平成8年から始まった企画は、当時、学校が週休2日になり始めた頃、地域で何かでき

ないかと、公民館と社協が手を取り合い始まりました。公民館は「ふるさとの再発見」を、社協は「福祉教育やボランティア等の体験の機会」を目的としています。子どもたちは初めて見るもの、初めて体験すること全てに興味深々。それぞれがやりたいことをやりたいように、目を輝かせて、講座を楽しみます。

「公民館と一緒に開催することで、参加者や企画の幅が広がる」と池田町社会福祉協議会の岡村美咲さん。池田町公民館の塩原長さんは「お互いの得意なところを活かして講座を企画したり、参加者を募集したり、とても有意義です」と言います。まさに、お互いの良いところできり立っている講座です。

自分の暮らす地域のヒトやモノ、特徴を知ること、関わることは子ども達にとって「学び」につながっていました。おやきの作り方や昔の遊びなどを知ることですが、学校外の人との豊かな関わりは地域の一員としての意識を育むことにつながっていました。



知ってるつもり!? 公民館Q&A



Q.2 公民館の役割は何ですか？

A 地域の人々の教養の向上、健康づくり、生活文化の発展などに役立てるための社会教育機関です。

社会教育法には、公民館の目的として「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めています。

最近では学校教育の分野では、「子どもの「生きる力」」を育むために、信州型コミュニティスクールを推進し、学校・家庭・地域を結ぶ役割が公民館に求められています。

Q.1 公民館の数が一番多い都道府県は？

A 全国1位は、長野県です。

2015年度の社会教育調査では、全国の公民館数は14,171館で、うち長野県は1,520館と最も多い設置数を誇ります。



Q.3 公民館はいつごろからあるの？

A 今から約70年前からあります。

1946年に文部省（現在の文部科学省）が「公民館の設置運営について」を公布し、この文書を受けて全国各地の市町村で公民館が設置されました。

公民館は、戦後の荒廃し混乱した社会状況の中で、新しい日本を、それぞれの地域に暮らす人々自らの手で復興していくための拠点として誕生しました。

その後1949年に社会教育法が制定され、地域の社会教育機関としても位置付けられました。

Q.4 公立公民館と自治公民館はどう違うの？

A 公立公民館は、市町村が設置し、自治公民館は、町内会や自治会などが管理・運営する公民館です。

同じ公民館活動が行われていても、活動が行われている施設には様々な名前があります

公民館活動の拠点となる集会所

- 集会所 ●公会堂 ●自治会館
- 区民会館 ●町会・町内公民館
- 交流センター ●生涯学習センター
- コミュニティセンター など

Q.5 公民館の人はどんな仕事をしているの？

社会教育事業に関する企画や実施、連絡調整など、さまざまなことをしています。

公民館職員は、次のとおりです。

- ・公民館が主催する講座や講習会、イベントなど社会教育事業の企画・実施、
- ・個々の住民や住民のグループなどに対する情報提供や学習相談
- ・社会教育活動を行う団体に対する学習スペースの提供
- ・地域の住民・団体・機関等の連絡調整

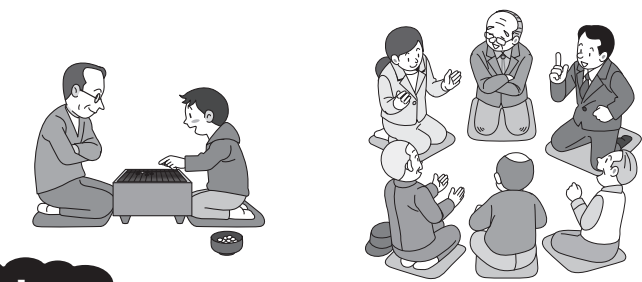
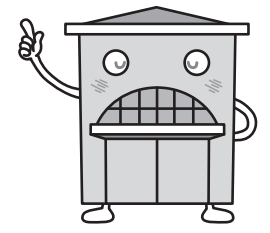
Q.6 「社会教育」とは何ですか？

A 学校・家庭以外の広く社会で行われる教育のことです。

「社会教育」は、社会教育法で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育」と定義されています。

「組織的な教育」とは、地域や社会で仲間とともに互いに教え合い学びあう活動をさします。

公民館は、区分・地域によって名称や機能が異なり、活動内容もさまざまです。



集まる
公民館は、生活のなかで気軽に人々が集うことができる場です。

学ぶ
公民館は、自ら興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場です。



公民館の設置区分について

市町村が設置する公立の「公民館」のほかに、地域の町内会や自治会が管理・運営する「自治公民館」があります。地域住民の暮らしにより密着して自治会（町会）の活動や地域行事の活動拠点となる「自治公民館」を支援することは、公立の「公民館」の大事な役割です。

| | 公立公民館 | 自治公民館 |
|-------|--|---|
| 組織 | 社会教育法に基づいて市町村が設置する社会教育機関 | 地域住民が自主的に運営する組織団体。（市町村によって条例に位置付ける場合と位置付けない場合がある） |
| 管理運営 | 主に市町村教育委員会や管理団体が管理運営 | ・施設は主に各地区で管理 ・運営は地区住民により行っている（総会、役員会、町内会など） |
| 職員 | 市町村教育委員会や管理団体の職員 | 専任職員はなし |
| 事業と活動 | ・各種学級講座の開設 ・生涯学習に関する事業 ・社会教育団体の育成 ・自治公民館への支援や協力 ・広報の発行 ・各種団体のお世話、お手伝い ・職員の資質向上研修 ・避難所の運営 ・住民や各団体への貸館 | （ある公民館の活動例*） ・交流による地域づくり ・住民交流を目的とした年中行事、子どもや高齢者を対象とした行事、スポーツ大会など ・学ぶことから始まる地域づくり ・講演会・学習会・教室、趣味やサークル活動 など ・快適な環境をつくる地域づくり ・ボランティア活動、公民館報の発行 など |
| 経費 | 市町村や法人の予算。一部の経費を住民が負担する場合もある | 住民の負担（会費）一部、市町村の補助 |

- 公立の「公民館」の区分
 - ① 中央公民館（本館）
市町村の全域を対象とする、地区公民館同士の交流を図る、自治公民館役員の交流研修など、地区公民館では実施していないけれども公民館の運営にとって必要な事業を実施します。
 - ② 地区公民館
市町村の一定区域を対象区域として設置し、事業を行います。

●「自治公民館」の位置づけ

県内の市町村では、一般的に自治公民館のことを分館と言います。他には町内公民館（松本市）、地域公民館（長野市）のような呼称を使う場合もあります。

市町村によって条例で公民館と位置付けている場合と、条例で位置づけずに社会教育法第42条の「公民館類似組織」に位置付けている場合があります。

*「地域公民館活動の手引き」：佐久市中央公民館より

